

〔注意事項〕

この会議録は、「ライブ字幕配信システム」を活用し、発言者名等を追記して作成した「速報版」ですので、細部にわたって確認をした正式な会議録ではありません。会議の内容をいち早くお知らせするためのものとして公表するものですので、あらかじめご了承ください。

なお、正式な会議録をホームページ上の「会議録検索システム」に登載した際には、この速報版は削除させていただきます。

◆令和6年第3回奥州市議会定例会【速報版】

令和6年8月30日(金) 午前10時開議

○議長（菅原由和君） これより、令和6年第3回奥州市議会定例会を開会いたします。出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において、3番菅野至議員、5番佐藤正典議員、6番高橋善行議員。

以上の3名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長報告を求めます。9番小野優議員。

〔議会運営委員会委員長 小野優君 登壇〕

○9番（小野優君） 議会運営委員会委員長報告を行います。

議会運営委員会委員長報告を行います。

8月23日招集告示されました今期定例会の議会運営について、8月27日午前10時から、委員会室において、議会運営委員会を開催し市長から送付されました議案等については、総務部長から説明を聴取するなどして、慎重に検討いたしました。

その結果、今期定例会の会期は、お手元に配付した予定表の通り、本日から9月27日までの29日間とすべきものと決しました。

何とぞ当委員会の決定通り議決くださいますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菅原由和君） 質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

委員長報告は、今期定例会の会期は本日から9月27日までの29日間とするものであります。

委員長報告の通り決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、会期は29日間と決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君） 日程第3、諸般の報告を行います。

行事会議等の出席に係る議長報告及び監査報告は、お手元に配付の通りであります。

これに対して質問ありませんか。

22番阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部佳代子です。

監査報告書の7ページについてお伺いしたいというふうに思います。

7ページの監査結果稲瀬わかば園の財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていると認めたというふうにありますけれども、8ページのところに稲瀬わかば園、支出済みにおいて、会計年度任用職員の報酬及び通勤手当の支払いを行っていないものが4件、4万9808円あったので、関係例規を遵守の上、改善されたいというふうに記載がございます。

報酬とかですね、通勤手当を支払っていないというようなことがあったということなんですけれどもちょっと考えられないんですけれども、監査委員からご所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（菅原由和君） 千田代表監査委員。

○監査委員（千田永君） 保育所等の定期監査についてのお尋ねにお答え申し上げます。5月21日に実施いたしました保育所等の定期監査において、稲瀬わかば園の一部の日々雇用職員の出勤簿と、報酬等の支払い事務に添付されております点検表との勤務内容に一致しない良い箇所が見られました。この点について確認を求めましたところ、報酬等を支払い事務の点検表の方に誤りがあるということで、勤務日の確認漏れ勤務時間数の誤りなどがあったということでした。

その結果、4名の職員に対し、報酬と通勤手当が合計で4万9808円の支給不足になっていたというものでございます。

なお、その後不足分については5月30日に支給がされたということを確認してございます以上でございます。

○議長（菅原由和君） 22番阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。丁寧に監査をしていただいている結果このようなことがわかったということだと思いますけれどもやはりですね、しっかりと報酬、通勤手当を支払うというのは当然でございますので、しっかり支払っていただきたいと思っておりますけれども、これを受けて、ご所見がございましたらば、お伺いしたいをお伺いして終わります。

○議長（菅原由和君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野聡君） 今回の案件につきましては、事務を担当している職員はその事務処理の認識の誤りによるものでございました。

本来であれば、前月分の日々雇用職員の働いた実績を翌月の初めに取りまとめて報告するということであったんですけれども、それを担当職員は月末に処理しなければならないというふうに勘違いしておりまして、その月の末日の午前中の早い段階から処理を始めるんですけれども、結果的に途中から出勤された職員の出勤簿にハンコがない状態で事務処理をした結果、最終日の分の支払いが漏れた職員がいるということになってしまったものでございまいずれその人件費、給与に関わる部分でございますので、今後注意を徹底してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 質疑を終結いたします。

なお、今期定例会に提出のため、市長より、議案等30件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君） 日程第4、請願等の委員会付託を行います。

今期定例会において、期日までに受理した請願等は3件であります。

請願の紹介議員からの説明を求めます。

初めに、請願第8号、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、再審制度の速やかな改正を求める請願について、請願の紹介議員からの説明を求めます。

17番千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） 17番千葉敦です。

冤罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願について請願文を読み上げまして説明に代えさせていただきます。

請願書は盛岡市の水戸正男氏、そして奥州市の千田美津子氏であります。

請願の趣旨、再審請求手続きにおける全面的な将校開示を制度化すること。最新回に最新開始決定に対する警察官の不服申し立てができない制度に改正すること。請願理由現在とは、罪を犯していない人が犯罪者として、法による制裁を受けることです最新は、誤って有罪とされた人を修正することを目的とした制度です。

しかし、我が国においては、最新は開かずの扉と言われるほどそのハードルが高く、現在、被害者被害者の救済が遅々として進まない状況にあります。

それは各事件固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える構造的問題にあります。

日本国憲法13条のもとでは、無実の人が処罰されることは許されず、再審請求があった場合には、現在、被害者は速やかに救済されなければなりません。

しかし現行の再審制度では、再審請求手続きを受け、手続きにおける全面的な証拠開示や、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てによって再審決定が長期化するなど、制度的にそれが保障される仕組みになっていません。

従って、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示と、再審開始決定に対する検察官による不服申し立てを制限することは、喫緊の課題となっています。

証拠開示について、2016年の刑事訴訟法の改正の附則において、政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに再審請求書における証拠の開示について検討を行うものとしており、政府はこれを踏まえ、情報開示の制度化を早急に行うことが求められます。

また、検察官が再審開始決定に不服がある場合は、再審公判においてそのような主張を行う機会が保障されているものであるから、最新請求手続の長期化を招く、再審開始決定に対する検察官による不服申し立てはできないようにするべきです。

以上により、意見書を提出されるよう、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

○議長（菅原由和君） 次に、請願第9号、新医療センター整備をより慎重に進めることを求める請願について、請願の紹介議員からの説明を求めます。

10番及川春樹議員。

○10番（及川春樹君） 10番及川春樹です。

請願第9号、新医療センター整備をより慎重に進めることを求める請願書につきまして、読み上げまして、説明とさせていただきます。

請願書は、奥州市の未来を育む会代表後藤かおり氏であります。

診療センター整備をより慎重に進めることを求める請願。

1 請願の趣旨

市が進める新医療センターの整備は、当然ですが、市民の理解と合意が必要不可欠です。しかしながら、今後、少子化に伴う人口の減少と地域経済の縮小が進むことが必至であるにもかかわらず、将来の市政運営を左右すると言われる新医療センター整備の必要性や妥当性については十分な説明がされているとは言えず、市民からの十分な理解が得られていないのが現状です。

特にも、最も理解を得られなくてはならないはずの地元の医師からは、反対意見が多く、現場の声を無視して進められていると言わざるを得ない状況にあります。

このことから、整備ありきの議論ではなく、市が考える将来的な医療政策のあり方を見据えた建設の是非について、市民や県及び団体等を含めた関係機関に対し、広く周知し、意見を聞き、理解と合意を得た上で整備を進めるべきであると考えます。

2 請願の理由

総合水沢病院の老朽化に伴い、市は新医療センターの整備を進めようとしています。

先般、新医療センター整備基本計画（中間案）が示されたところでありますが、その計画案によりますと、建設候補地は水沢公園陸上競技場とその周辺とのことであり、建設予算は、県建設予算は最大で96億円が見込まれるということでもあります。

これは奥州市が誕生して以来、最大の予算規模となる大事業です。

市が開催している説明会では、総合水沢病院を利用している市民からは、新医療センター整備に期待する声がある一方、将来的な市政運営に対する影響を危惧する声も上がっています。

また、建設候補地である水沢候補園周辺の地域住民からは、小学校の通学路でもあり、認定こども園に通う親御さんからの渋滞を不安視する声も聞こえるとともに、公園を利用している方々からも、工事中における公園利用や野球場、テニスコート等の使用について全く説明がないという不安の声も耳にします。

冒頭に記載の通り、今後は人口の減少は避けられません。

それに伴い、税収も減少します。

従って、多額の財政負担を伴う新病院の建設は、市財政を圧迫し、その他の行政サービスの低下にも繋がります。

現に、病院事業に対する繰出金は、毎年15億円にもなることから、市財政に大きな影響を与えていることは事実です。

さらに、今後の医療需要の減少によって見込まれる収入減や、人件費、物価高騰に伴う運営経費の増大は、新医療センター整備費の返済も含め、病院事業の経営のみならず、市財政への影響が大変危惧されています。

このことがしっかり正しく市民に示され、新医療センターの整備を含めた今後の市の医療政策の方向性に対し、十分に理解が得られているのか、大いに疑問を感じます。

また、市内には県立病院や民間の医療機関も数多く存在し、他地域に比べ、医療資源に恵まれた環境下にあるにも関わらず、新医療センターを建設し、実質的に、現状の体制を維持していくことに対する地元の医師の反発は依然高いものがあり、そのような医療関係者の声を生む、重く受け止める必要があると考えます。

このような状況下で新医療センターの整備を進めることは、将来、市政に様々な影響を及ぼす元になるとともに、安定かつ恒久的な医療環境の維持にも影響を与えられと思われ、市民や関係者の理解や合意がない中での整備は時期尚早であると考えます。

以上のことから、新医療センターの整備については、将来の市の医療政策も含め、広く市民に情報を公開し、聞き取るとともに、医師会や県、関係機関、団体等との協議において議論を尽くされ、地域住民の不安な声に耳を傾けながら、より慎重に進めることをお願いします。

なお、最後に令和4年から5年にかけて実施された奥州市の将来を担う若い世代を対象とした水沢公園に関するアンケート調査における、公園に求める機能の設問では、病院という回答は一切ないことを申し添えます。

以上、地方自治法第124条の規定により、お願いいたします。

何卒満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げあげまして、お願いをさせていただきます。

○議長（菅原由和君） この請願等については、お手元に配付しております請願文書表の通り、会議規則第140条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君） 日程第5、報告第1号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分等の報告についてを行います。

提出者の説明を求めます。

倉成市長。

○市長（倉成淳君） 報告第1号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分

の報告について、副市長からご説明申し上げますのでご了承願います。

○議長（菅原由和君） 小野寺副市長。

○副市長（小野寺隆夫君） 報告第1号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分についてご説明申し上げます。

令和6年5月1日午後3時30分ごろ、奥州市江刺愛宕地内の市道において自動車損傷事故が発生しました。

この事故は、協働まちづくり部生涯学習スポーツ課の職員が運転する公用車が江刺愛宕字駒込地内を走行中、駐車していた相手方車両の左側サイドミラーに接触し、当該車両を損傷させたものであります。

相手方との協議の結果、市と相手方の過失割合を100対0とし、市は相手方に対し、相手方の車両損損害額9295円を支払うことで示談が整い、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので同条第2項の規定によりご報告申し上げるものであります。

なお、事故の防止につきましては、さらに細心の注意を払うよう喚起し、車両運転の安全管理には万全を期してまいります。

○市長（倉成淳君） ただいまの報告に対し質問ありませんか。

質問なしと認めます。

以上をもって報告第1号を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君） 日程第6、報告第2号、令和5年度収支健全化判断比率及び令和5年度奥州市資金不足比率の報告について行います。

提出者の説明を求めます。

倉成市長。

○市長（倉成淳君） 報告第2号、令和5年度収支健全化判断比率及び令和5年度奥州市資金不足比率の報告について、副市長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（菅原由和君） 小野寺副市長。

○副市長（小野寺隆夫君） 報告第2号、令和5年度収支健全化判断比率及び令和5年度奥州市資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度の決算をもとに、財政の健全性を判断するために算出した財政指標等について報告するものであります。

4つの健全化判断比率のうち、まず、実質赤字比率につきましては、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

令和5年度は実質収支が黒字となっているため、比率としては現れません。

連結実質赤字比率は、全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合であり、令和5年度は全ての会計において赤字が生じていないため、比率としては現れません。

実質公債費比率は、地方債の元利償還金及びこれに準ずるものの標準財政規模に対する比率の直近3ヶ年の平均であります。

令和4年度から、数値から1.2ポイント減少し、15.5%となっております。

将来負担比率は、一般会計等の地方債残高、一部事務組合等の負債額を含む、市の将来負担が標準財政規模の何倍程度になっているかを示す指標であります。

令和4年度の数値から、16.7ポイント減少し、24.4%となっております。

実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、全ての会計において資金不足が生じているため比率としてはあらゆる現れません。

以上で報告の説明を終わります。

○議長（菅原由和君） ただいまの報告に対し、質問ありませんか。

質問なしと認めます。

以上をもって報告第2号を終わります。

～～～～○～～～～○～～～～○～～～～○～～～～○～～～～○～～～～
○議長（菅原由和君） 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。

倉成市長。

○市長（倉成淳君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

法務大臣の委嘱する人権擁護委員について、水沢居住の委員である高橋裕紀さんが、令和6年12月31日をもって任期満了となりますことから、その後任の委員候補者として、基本的人権の擁護及び人権思想の普及高揚について、豊かな識見を有する久保田淳さんを適任者として、法務大臣宛、推薦いたしたく、ご意見を求めるものでございます。

なお任期は、法務大臣の委嘱の日から3年となります。

何卒、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原由和君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております。

諮問第1号は、人事案件でありますので委員会の付託及び討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

これより採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。

よって、諮問第1号は原案の通り決しました。

～～～～○～～～～○～～～～○～～～～○～～～～○～～～～○～～～～

○議長（菅原由和君） 日程第8、議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第34、議案第27号、令和5年度奥州市病院事業会計決算認定についてまでの27件を、提案理由説明のため、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。

倉成市長。

○市長（倉成淳君） 議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第27号、令和5年度奥州市病院事業会計決算認定についてまでを一括して、副市長からご説明申し上げますのでご了承願います。

○議長（菅原由和君） 小野寺副市長。

○副市長（小野寺隆夫君） それでは、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、条例の制定改廃に関する議案が5件となります。

議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の水制定についてであります。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行により、健康保険証が廃止されることに伴い、関係条

例を整備しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、保険証に係る規定及び被保険者証の返還に応じない者に対する罰則の規定を削除したことであります。

なお、この条例の施行期日は、令和6年12月2日とするものであります。

続きまして、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

この改正は、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、これに従い、定める市の基準を改めるなどなどのため、関係条例を整備しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、地域包括支援センターに置くべき職員の配置基準を満たす要件を緩和したことであります。

なお、この条例の施行期日は、公布の日とするものであります。

続きまして、議案第3号、奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正についてであります。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行により、健康保険証が廃止されることなどに伴い、本件条例を一部改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、保険証に係る規定を削り、引用条例条項を改めたものであり、改めたものであります。

なお、この条例の施行期日は、改正の内容に応じて、令和6年11月1日又は令和6年12月2日とするものであります。

続きまして、議案第4号、奥州市肥育素牛選抜導入貸付事業基金条例の一部改正についてであります。

この改正は、前沢牛の定義の変更により、前沢牛の生産地に係る要件が緩和されたことに伴い、これに準じて肥育牛素選抜導入貸付事業の対象地域を拡大し、前沢牛肥育農家の経営規模の拡大及び前沢牛の銘柄確保に資するため、本件条例を一部改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、事業対象地域を拡大するとともに、基金の額を増額するものであります。

なお、この条例の施行期日は、公布の日とするものであります。

続きまして議案第5号、奥州市家畜導入事業資金供給事業基金条例の廃止についてであります。

肉用牛資源の拡大と乳用牛群の資質向上及び高齢者等福祉の向上に資することを目的として設置した奥州市家畜導入事業資金供給事業基金を活用した事業の実施がなく、他の事業の活用により、その目的が果たされていることから、基金を廃止しようとするものであります。

なお、この条例の施行期日は、公布の日とするものであります。

続きまして、字区域の変更に関する議案が2件となります。

議案第6号、字の区域を変更することに関し議決を求めることについてであります。

この議案は、水沢地域真城南地区の携帯育成基盤整備事業の施行に伴い、土地の区画及び形状が変更され、従来の字区域が合理性を欠くことになったため、その区域を変更しようとするものであります。

この事業は、営農と維持管理の省力化のため、圃場を整備することにより作業の受託及び委託並びに農地の流動化を促進し、もって経営規模の拡大による担い手農家の育成、及び経営の安定を図るため、県が実施するものであります。

事業の内容ですが、工期が平成28年度から令和6年度まで、事業量が区画整理68.1ヘクタ

ール、全体の事業費が15億3200万円であります。

続きまして、議案第7号、字の区域を変更することに関し議決を求めることについてであります。

この議案は、胆沢地域南方地区の経営体育成基盤整備事業の施行に伴い、土地の区画及び形状が変更され、従来の字の区域が区画上合理性を欠くこととなったため、この区域を変更しようとするものであります。

この事業は維持管理の省力化のため、工場を整備することにより、産業の受託及び委託並びに農地の流動化を促進し、もって経営規模の拡大による担い手農家の育成及び経営の安定を図ろうと県が実施するものであります。

事業の内容ですが、工期が平成28年度から令和6年度まで、事業量が区画整理137ヘクタール、全体事業費が27億6100万円であります。

続きまして、請負契約の締結に関する議案が1件となります。

議案第8号、(仮称)奥州西学校給食センター新築電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。

本工事は、奥州市学校給食施設再編計画に基づいて行う、(仮称)奥州西学校給食センター新築に係る電灯設備、動力設備、受変電設備、火災報知設備等を整備するものであります。同センターは鉄骨造り2階建てで、延床面積3208.29平方メートル、備蓄倉庫、ゴミ庫等を含めた総延べ床面積は3240.8平方メートルとなります。

令和8年8月供用開始を予定し、将来的には小学校10校、中学校5校に給食を提供し、1日あたりの提供食数は最大4500食を見込んでおります。

工事の発注につきましては、大規模な工事でありますことから、奥州市県建設工事請負資格者名簿の電気工事に搭載されている市内に本店を有する業者3者により構成された共同企業体3者を指名し、去る8月1日に入札を執行しましたところ、株式会社電友社、岩手信号防災株式会社有限会社、エンドー電設特定建設工事共同企業体が落札しましたので、契約金額4億6310万円で請負契約を締結しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、広域連合規約の変更等の協議に関する議案が1件となります。

議案第9号、岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の処理する事務の変更及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてであります。

本件は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行により、健康保険証が廃止されることに伴い、岩手県後期高齢者医療広域連合規約第4条に規定する関係市町村の事務の一部を変更する必要性が生じたこと他関係市町村の負担金の算定に係る基準日を見直すため、同広域連合の規約について所要の改正をすることの協議に関し、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第10号から議案第16号までの7件は、令和6年度各会計の補正予算となります。

まず、議案第10号、令和6年度奥州市一般会計補正予算(第6号)であります。

今回の補正予算は、こども医療費給付事業や基金管理事業、公債費などに所要の措置をするものであり、歳入歳出それぞれ7億9304万7000円を追加し、補正後の予算総額を641億3796万6000円とするものであります。

まず歳入の主なものでありますが、15款国庫支出金は5217万3000円、6款県支出金は1億7、1億784万6000円、19款繰入金は9億9639万7000円をそれぞれ追加し、20款繰越金は3億3394万8000円を減額するものであります。

次に、歳出の主なものでありますが、2款総務費は1億6348万8000円、3款民生費は2億7185万8000円、12款公債費は2億2168万6000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。地方バス生活路線維持事業など新たに追加するものであります。

地方債の補正につきましては、農林施設災害復旧事業債を新たに追加するとともに、臨時財政対策債などの限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、議案第11号、令和6年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

最初に今回の事業勘定の補正予算は、前年度繰越金が確定したことなどにより所要の措置をするものであり、歳入歳出それぞれ169万7000円を追加し、補正後の予算措置額を104億3491万6000円とするものであります。

まず、歳入であります。8款繰越金は2150万3000円を追加し、7款繰入金は1980万6000円を減額するものであります。

次に歳出であります。4款保健事業費は、7000円、6款諸支出金は169万円をそれぞれ追加するものであります。

続いて、直営診療施設勘定の補正予算は、前年度繰越金の確定による所要の措置をするものであり、予算総額はそのままそのまに財源を組み替えるものであります。

歳入であります。4款繰越金は306万6000円を追加し、3款繰入金は同額を減額するものであります。

続きまして議案第12号、令和6年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算は前年度繰越金が確定したことにより、所要の措置をするものであり、予算総額はそのまに、財源を組み替えるものであります。

歳入であります。4款繰越金は428万円を追加し、3款繰入金は、同額を減額するものであります。

続きまして、議案第13号、令和6年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

最初に、今回の保険事業勘定の補正予算は、前年度介護給付費負担金等返還金の確定などにより、所要の措置をするものであり、歳入歳出それぞれ6億1681万4000円を追加し、補正後の予算総額を138億9134万6000円とするものであります。

まず歳入であります。7款繰入金は2億2526万3000円、8款繰越金は3億9155万1000円をそれぞれ追加するものであります。

次に歳出であります。4款基金積立金は3億9155万1000円、6款諸支出金は2億2526万3000円をそれぞれ追加するものであります。

続いて介護サービス事業勘定の補正予算は、前沢介護センターの修繕費と修繕料等について所要の措置をするものであります。

歳入歳出それぞれ93万2000円を追加し、補正後の予算総額を3588万8000円とするものであります。

まず歳入であります。1款繰入金は93万2000円を追加するものであります。

次に歳出であります。1款総務費は93万2000円を追加するものであります。

続きまして、議案第14号、令和6年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算は、インボイス制度導入に伴い、令和5年度の流木売り払いに係る消費税及び地方消費税を納付するため所要の措置を行うものであり、歳入歳出それぞれ8万円を追加し、補正後の予算総額を436万円とするものであります。

まず歳入であります。4款繰入金は8万円を追加するものであります。

次に歳出であります、1款総務費は8万円を追加するものであります。

続きまして議案第15号、令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算は、前年度繰越金の確定及び起債償還元金の確定に伴い、所要の措置をするものであり、歳入歳出それぞれ111万6000円を減額し、補正後の予算総額を15億983万2000円とするものであります。

まず歳入の主なものでありますが、2款繰入金は126万8000円を減額するものであります。

次に歳出であります、2款公債費は6338万4000円を追加し、1款工業団地整備費は6450万円を減額するものであります。

続きまして議案第16号、令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正予算は、総合水沢病院の敷地内の流木伐採に係る委託料の増、さわやか健康センターの設備修繕に係る診療所負担分の修繕費の増、衣川診療所の診療応援医師に係る報酬、報償費の増及び企業債償還、償還金の増増等に伴い、収益的収支及び資本的収支において所要の措置をするものであります。

まず、収益収入及び支出の予定額であります、病院事業収益につきましては、231万3000円を追加し、収入総額を42億5968万3000円とするものであります。

病院事業費用につきましては、621万8000円を追加し、支出総額を48億3288万7000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の予定額であります、資本的収入につきましては97万円を追加し、収入総額を4億2607万6000円とするものであります。

資本的支出につきましては194万円を追加し、支出総額6億6452万4000円とするものであります。次に、債務負担行為の補正であります、清掃業務の他業務を新たに追加しようとするものであります。

続きまして、議案第17号から議案第27号までの11件は、令和5年度各会計の決算認定となります。

まず、議案第17号、令和5年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定についてであります、この議案を含めて、これ以降の決算認定の議案につきましては、別冊でお配りしておりそれぞれの決算書に基づき金額を四捨五入して、1000円単位で申し上げますので、ご了承願います。

それでは、令和5年度奥州市一般会計歳入歳出決算の概要であります、歳入総額は632億7237万3000円支出総額は627億7514万7000円。

歳入歳出差引額は4億9722万5000円であります。

歳入の主なものでありますが、1款市税は固定資産税66億2358万3000円などで、137億4241万3000円、11款地方交付税は188億3554万8000円、15款国庫支出金は、民生費国庫負担金40億4024万8000円などで、95億4583万7000円であります。

次に歳出の主なものでありますが、2款総務費は総務管理費70億7006万4000円などで81億1282万4000円、3款民生費は社会福祉費103億3850万8000円などで215億3738万5000円、12款公債費は68億9869万1000円であります。

なお、実質収支につきについてであります、歳入歳出差引額から継続費提示繰越が2540万5000円、繰越明許費繰越額3億576万8000円を差し引いた実質収支額は1億6006100万2000円であります。

続きまして、議案第18号、令和5年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

最初に事業勘定であります、歳入総額は102億1184万7000円、歳出総額は101億9034万3000円、歳入歳出差引額は2150万4000円であり、実質収支額の増額であります。

まず歳入の主なものでありますが、1款国民健康保険税は17億2235万6000円、4款県支出金

は75億6148万5000円、6款繰入金は7億5373万1000円、7款繰越金は1億1075万5000円であります。

次に支出の主なものでありますが、2款保険給付費は73億9026万4000円、3款国民健康保険事業費納付金は24億8967万5000円であります。

続いて、直営診療施設勘定であります、歳入総額は1422万8000円。

支出総額は1116万円。

歳入歳出差引額は306万8000円であり、実質収支額も同額であります。

まず歳入の主なものでありますが、1款診療収入は195万4000円、3款繰入金は953万3000円であります。

次に、歳出の主なものでありますが、1款総務費は796万4000円、2款医療費は119万3000円であります。

続きまして議案第19号、令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は14億4024万9000円。

歳出総額は14億3596万8000円。

歳入歳出差引額は428万1000円であり、実質収支額の増額であります。

まず歳入の主なものでありますが、1款後期高齢、後期高齢者医療保険料は10億4844万7000円であります。

次に歳出の主なものでありますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金は14億1000円421万4000円であります。

続きまして議案第20号、令和5年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

最初に保険事業勘定であります、歳入総額は136億2247万4000円、歳出総額は132億3092万1000円。

歳入歳出差引額は3億9155万3000円であり、実質収支額の増額であります。

まず歳入の主なものでありますが、1款保険料は24億2403万6000円。

3款国庫支出金は34億3103万円。

4款支払基金交付金は33億3769万3000円。

5款県支出金は17億9812万8000円。

7款繰入金は21億1887万8000円であります。

次に支出の主なものでありますが、2款保険給付費は118億4417万5000円。

3款地域支援事業費は5億8132万9000円、4款基金積立基金は3億9184万9000円、6款諸支出金は2億4984万8000円であります。

次に、介護サービス事業勘定であります、歳入総額は2877万8000円、歳出総額の増額であり、歳入歳出差引額はありません。

まず歳入であります、1款繰入金は1262万円、3款諸収入は1615万8000円であります。

次に歳出であります、1款総務費は2800万円、2款公債費は77万8000円であります。

続きまして議案第21号令和5年度、奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は4億1215万1000円、歳出総額は4億759万9000円で、歳入歳出差引額は455万2000円であり、実質収支額も同額であります。

まず歳入の主なものでありますが、1款使用料及び手数料は1億7313万7000円、3款国庫支出金は2545万6000円、4款繰入金は一応5720万3000円7款市債は4570万円であります。

次に歳出であります、1款施設管理費は2億5632万3000円、2款施設整備費は7640万2000円3款公債費は7487万4000円であります。

続きまして、議案第22号、令和5年度収支バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてで

あります。

歳入総額及び支出総額はいずれも1億515万1000円で、歳入歳出差引額はありません。

実質収支額も同様であります。

まず歳入の主なものでありますが、1款使用料及び手数料は803万6000円、2款繰入金は9696、98万9000円であります。

次に歳出であります、1款市バス運行費は9272万円、2款交際費は1243万1000円であります。

続きまして議案第23号、令和5年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は459万3000円。

支出総額も同様で、歳入歳出差引額はありません。

まず歳入であります、1款県支出金は12万円、2款財産収入は447万3000円であります。

次に歳出であります、1款総務費は造林事業費で459万3000円であります。

続きまして、議案第24号、令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は19億5590万8000円。

歳出総額は16億9402万7000円で、歳入歳出差引額は2億6188万1000円であります。

まず歳入の主なものでありますが、1款財産収入は12億4562万7000円、4款市債は7億600万円あります。

次に歳出の主なものでありますが、1款工業団地整備費は16億2301万1000円あります。

なお、実質収支についてであります、歳入歳出差引額から、事業の一部を翌年度に繰り越した額2億6172万8000円を差し引いた実質収支額は15万3000円あります。

続きまして議案第25号、令和5年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定であります。

令和5年度は、第2次奥州市水道事業中期経営計画に基づき、地方公営企業として、財政の健全化、経営の安定を目指しながら、事業の執行に当たりました。

以下決算の概要についてであります。

なお、収益的収入及び支出については、消費税及び地方消費税を含まない額で、資本的収入及び支出については、これらを含んだ額でご説明を申し上げますのでご了承願います。水道事業収益は総額31億1781万5000円、水道事業費用は総額30億4332万5000円であり、純利益7449万円を計上することとなりました。

資本的収入は総額11億5786万4000円、資本的支出は総額24億7806万9000円であり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額12億2020万5000円は、過年度分損益勘定留保資金6億3051万7000円当年度分損益勘定留保資金3億5982万2000円などで補填しております。

また事業から生じた利益の処分についてであります、処分利益余剰金、2億8449万円のうち、県債積立金として、449万円建設改良積立金として7000万円をそれぞれ積み立て、2億1000万円を資本金に組み入れようとするものであります。

続きまして、議案第26号、令和5年度奥州市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

令和5年度は、奥州市汚水処理基本計画に基づき、地方公営企業として、財政の健全化、経営の安定を目指しながら、事業の執行に当たりました。

以下決算の概要についてであります。

なお、収益的収入及び支出については、消費税及び地方消費税を含まない額で、資本的収入及び支出については、これらを含んだ額でご説明申し上げますのでご了承願います。

下水道事業収益は総額32億6241万3000円。

下水道事業費用は総額31億9317万4000円であり、純利益6923万9000円を計上することとな

りました。

資本的収入は総額33億6922万3000円、資本的支出は総額46億9047万7000円であり、翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額151万1000円を除いた資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額13億2276万5000円は、過年度分損益勘定留保資金4億2070万6000円当年度損益勘定留保を留保資金7億2630万円などで補填しております。

また、事業から生じた利益の処分についてであります、未処分利益余剰金1億2824万7000円のうち減債制積立金として6924万円を積み立て、5900万7000円を資本金に組み入れようとするものであります。

最後に議案第27号、令和5年度奥州市病院事業会計決算認定についてであります。

初めに総括的事項について説明を申し上げます。

令和5年度の病院事業は、5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に変更になったことで、総合水沢病院では、これまで新型コロナ患者専用に確保していた病床を一般病床として再開するなど、通常診療体制への移行に対応してきました。

また、より効率的で安全性の高い医師医療の提供を目的とした電子カルテシステムの導入を進め、衣川診療所では専用の遠隔診療車を活用したモバイルクリニックの取り組みを開始するなど、市立医療施設として、各地域の医療ニーズに応えるべき医療機能の充実に努めてまいりました。

医師数については、常勤医師が総合水沢病院の内科、麻酔科で2人増。まごころ病院の内科で1人増となりましたが、会計年度任用職員医師が1人減となったため、全体で前年度から2人増の26人となりました。

しかし、常勤医師は依然として不足しており、医科大学等から医師招へいや、医師奨学生の義務履行等の医師確保に力を注ぎ、医療提供体制の強化を図るとともに、経営の健全安定化を進める必要があります。

新施設病院建設については、令和5年6月に公表された地域医療奥州市モデルにおいて、新医療センターの整備が盛り込まれました。老朽化した総合水沢病院は、この新医療センターに移行することになりますが、現行の2病院、3診療所体制の統合、再編を促すのではなく、地域の中で、各市立医療施設が担うべき役割や機能を改めて明確化、最適化した上で、連携強化を進め、持続可能な医療施設として、経営強化が重要かつ喫緊の課題として、令和6年3月に策定した公立病院経営強化プランにより、経営改善を図るとともに、引き続き医療体制のあり方について検討を進めているところです。

次に、令和5年度決算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、業務量ですが、入院患者数については、年間延べ2万9715人で、前年度と比較して、1806人の増外来患者数については、年間延べ11万3868人となり、前年度から78人の増となりました。

また、訪問看護患者数については、年間6832人となり、前年度から348人の減となっております。

次に、収益的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

収益的収入総額は39億3732万円。

収益的支出総額は43億3769万8000円であります。

この結果、当年度純損失は4億37万8000円となりました。

次に、資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

資本的収入総額は2億3890万2000円、資本的支出総額は4億681万7000円であります。

なお、収支差引で不足する額1億6791万5000円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、原案の通りご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(菅原由和君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案27件の審議は、後日行うことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査等のため、明8月31日から9月2日までの3日間、休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって8月31日から9月2日までの3日間、休会することに決しました。

次の会議は9月3日午前10時から開くことにいたします。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

起立願います。

ご苦労さまでした。

午前11時10分 散会